

## 長島を開く、長島が読める<sup>1)</sup>

——国立療養所長島愛生園所蔵史料の公開——

阿部 安成

**Nagashima01** 『朝日新聞』(2011年7月8日朝刊、第33社会面、大阪本社版)に、「ハンセン病資料／700点ネット公開」の見出しで、国立療養所長島愛生園歴史館(以下、歴史館、と略記する)が<sup>2)</sup>、同館図書室所蔵の資料を「インターネットで公開した」と報じる記事が載った。データベースの内容は、「図書室で見つかった約700点」の文献で、歴史館では、「ハンセン病問題の風化を防ぎ、後世に伝えていく」ために、「図書室で半世紀あまり眠っていた膨大な資料を3年がかりでデータベース化」した。歴史館学芸員の田村朋久さんの、「ハンセン病問題の深淵を照らす一助に」と話したコメントも掲載されている。いまインターネットで検索するばあい、ほとんどのひとがGoogleなどのいわゆる検索エンジンを使い、URLを入力することはまずないように感じるが、データベースを利用しようとするもののために、「文献検索ページのURLは、<http://www.hansen-dis.jp/bunken/>」と示されている。

本文23行の短い記事には、いくつもの補足が必要となる。①まず、公開史料点数は、わたしが閲覧した2011年6月19日の時点で、書誌情報の提示が611点、画像公開が77点、だった。「700点ネット公開」の見出しをみて、700点の史料すべてがインターネットで閲覧できるかとおもわせてしまう誤りがここにはある。②ここに公開された「膨大な資料」は、「図書室で半世紀あまり眠っていた」という。しかし、「インターネットで公開」する以前にも歴史館では閲覧できるようにしていたのだから、「眠っていた」というレトリック

<sup>1)</sup> 本稿は2011年度滋賀大学研究推進プログラム「基盤研究」助成による研究課題「20世紀日本の病の重層(complications)と生命観の文化研究」の成果の1つである。

<sup>2)</sup> 寺尾康行の署名記事は「国立ハンセン病療養所「長島愛生園」と記したが、正式名称は国立療養所長島愛生園となる。以下、愛生園、と略記する。他園の名称も初出以外は同様。

も正確ではない。こうした表現だと、インターネットで公開する以前は、まるで利用されずに史料が死蔵されていたととらえられるおそれがある。それは事実と異なる。また、③データベースのサイトについて URL を示し、それについての説明がないが、これは、国立ハンセン病資料館のホームページをとおして公開されている。同資料館もまた歴史館も、そのことを隠そうとしたのではなく、どこのサイトなのかが記されなかった理由はたんに新聞記事の字数のつごうなのだろうが、いまハンセン病にかかわる各国立療養所で将来構想が議論されているとき、それぞれの療養所の所蔵史料をどのようにするかはあまり事案にならない、しかし重要な事項でもあるので、それがどのように保存され公開されているか、されようとしているかは、はっきりとしておくことが必要だとわたしはおもう。国立ハンセン病資料館がそのサーバーやウェブサイトを歴史館所蔵史料の公開に提供したことは、そこにいたる詳細な経緯をわたしは知らないものの、ナショナル・アーカイヴとして当然ともいえるし、英断と評価してよいとおもう。

この小文では、愛生園をめぐる 2 つの史料公開をとりあげ、その紹介と批評をおこなうこととする。1 つがすでにふれた田村朋久さんによるデータベース<sup>3)</sup>、もう 1 つが松岡弘之さんによる史料集である。

**Nagashima02** 田村朋久さんからは、2011年5月25日に電子メールで、歴史館で保管している「らい文献目録社会編」の画像デジタルデータを国立ハンセン病資料館のホームページをとおして公開し始めたとの連絡をいただいた。公開初日の連絡で、さきの『朝日新聞』報道は、それからおよそ 1 か月あまりのちのこととなる。不思議と『朝日新聞』記事が記さなかった、史料のまとまり（コレクション）またはデータベースの名称は、「らい文献目録社会編」である。歴史研究を専門とするものや大学に勤務する専任教員であっても、ときどき、自分が利用したり管理したりする歴史資料の全体やそのまとまりがどうなっているのかまるで気にもとめず、1 つひとつの資料が手元にあって閲覧できればよいとう

---

<sup>3)</sup> このデータベースについてはすでに、阿部安成「療養所の歴史を縁どる一過去との乱取り」(13) (『青松』通巻第 658 号、国立療養所大島青松園協和会、2011年8月発行予定)にも記した。本稿はその後の田村さんとの連絡もふまえて前稿に加筆している。

ったえるばあいがある。その資料がなぜそこにあるのか、どういったまとまりのなかの 1冊なのかを考慮せずに、資料をその来歴と切り離して必要な箇所だけを閲覧し引用するという利用法である。専門家ですらそうなのだから新聞記者にも許されるといいたいわけではないが、コレクションやデータベースの名称に頓着しないとりあげ方が奇妙だった。

さて、国立ハンセン病資料館のウェブサイト・トップページには、右側の「新着情報」のところに、「長島愛生園編集「らい文献目録社会編」(昭和 32 年刊) 同園所蔵文献検索を公開しました」と、左側のコンテンツを示すところには、「長島愛生園編集「らい文献目録社会編」(昭和 32 年刊) 同園所蔵文献検索」と記されている。クリック (またはタッチ。以下同) してかわる画面はどちらもおなじで、「長島愛生園編集「らい文献目録社会編」(昭和 32 年刊) / 同園所蔵文献検索」と記された検索画面 (以下、たんに検索画面と記したときはここを指す) となる。ここにいう「らい文献目録社会編」とはなにか?

検索画面左上に「初めてお使いになる方は最初にご覧ください」と示されたレファランページのページがある。そこをクリックすると、「「らい文献目録社会編」資料の公開にあたって」(国立療養所長島愛生園歴史館。2011年3月31日付)と題された解説文がみられる。歴史館では2005年から、「園内に収集されている資料の調査を開始し、それらのデジタルデータ化と保管作業も併せて行って」、その一環として、「らい文献目録社会編」を公開することとしたという。「らい文献目録社会編」とは、「長島愛生園が1907(明治40)年「法律第11号らい予防に関する件」から50周年の記念事業として、1957(昭和32)年当時、確認されているハンセン病関連の資料群を網羅したもので〔中略——引用者による。以下同〕それらの多くは長島愛生園図書室に保管され、人々の目に触れることはほとんど無く、半世紀の時が流れた」いま、インターネットをとおして公開となった歴史資料である<sup>4)</sup>。

**Nagashima03** 「らい文献目録社会編」は、どのように公開されているのか。さきにみた「「らい文献目録社会編」資料の公開にあたって」に、その「制限」が示されている。この資料群には、「価値あるものが多く含まれる」が、「一般公開にそぐわないものもあるこ

<sup>4)</sup> 『らい文献目録』には冊子体もある。それについてはべつに論じる (本稿「附記」参照)。

とから、以下の制限を設けた」という。「公開に関する制限」は、①「他所に寄稿した手書き原稿」、②「入所者のプライバシーに係るもの」、③「重篤患者の写真が掲載されているもの」、④「発行後50年を経過していないもの」、⑤「各ハンセン病療養所で発行した機関誌」の5項目が掲げられている。ある国立大学法人の経済学部では、その母体となった20世紀初頭創立の高等教育機関が収集した歴史資料の貸し出しをめぐって、貸し出し不可とする貴重書や劣化資料をどのように選別するかについて、常識に照らしておのずと明らかになる、という判断が示されたという。そうした不見識は論外としても、この歴史館が設けた公開制限には、きちんと見識があらわれている。

研究者とはときに、みずからをその専門分野の権威と自認したうえでのふるまいにあらわれる横暴さに頓着しないものとなる。自分はハンセン病研究の専門家だ、その専門研究者が必要とする資料を複写させないとか貸し出さないとかとはなにごとか、とのたまう研究者なるものをみることがある。そうした大家にはどんな準則も通用しない。その本人の意思がものさしなのだから。だが、きちんと抛るべき規則を明示することは重要で、不作法な大家の愚かさをだれの目にもわかるようにする意味がそこにはある。

わたしたちもいま、国立療養所大島青松園内に残る史料のデジタル公開を準備している。わたしたちが青松園の歴史資料をウェブを介してひろく公開するときには、著作者とその著作の所蔵者の権利を必要な範囲で保護したうえで、歴史館の公開制限とは異なる基準をつくろうと考えている。相違点の1つは、さきの①「他所に寄稿した手書き原稿」、もう1つがさきの⑤「各ハンセン病療養所で発行した機関誌」にかかわって、大島の療養所の機関や団体が「発行した機関誌」は、公開する予定でいる。

大島には、そこの療養所で暮らし、おそらくもっとも多くの文字を書き残し、そこで亡くなった療養者である長田穂波の手書き原稿が残っている<sup>5)</sup>。もっとも多くの文字を書いたと記したものの、彼の著述は活字になったものもそうでないものもそのすべてがまだ明らかになっていないのだが。したがって、いまに残る手書き原稿がどこかの逐次刊行物など

---

<sup>5)</sup>阿部安成「長田穂波遺稿－死んだ穂波が遺したものは」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.129、2010年4月)を参照。

に掲載された稿の元原稿なのかどうか、はっきりとはわかっていない。ただ、推察すると、現代とは違って、かんたんに送付原稿のコピーがとれたり書き写していたりしていたわけではないだろうし、掲載されたのちに編集者や出版社が1つひとつの元原稿を著者に返送していたともおもえないので、大島に残る穂波の手書き原稿は、下書きか未発表の稿となる可能性が高い。穂波に関心を寄せる研究者は、日本在住者にかぎられず、アメリカ合衆国の大学院に籍をおくものもいる。穂波研究を進めるためにも、また、穂波という思索者が大島の療養所にいたことをひろく報せるためにも、穂波の手書き原稿をウェブで公開したいとおもう。

また、大島の療養所で発行された機関誌紙も公開したい。これは、活版刷り、手書き謄写版刷り、1部かぎりの手書きの逐次刊行物である。療養所内で発行された逐次刊行物を、その外でまとめてみることはなかなかむつかしい。あるていどの部数を発行し、療養所外にも送付していたとおもわれる活版刷りの刊行物であってもそうなのだから、手書き謄写版刷りの逐次刊行物や、なにより1部しかつくられなかったであろう手書き手づくりの冊子は、できるかぎりウェブを介して読めるようにしたい。

わたしの考えている方針と、歴史館の設けた公開制限とは、それがつくられる背景や環境や趣旨において違いがある。たとえば、田村さんからの電子メールによると、手書き原稿については、原稿と掲載稿とのあいだに加筆などによる違いがあったばあい、手書き原稿を公開することにより「著者の意図するものと乖離する可能性」があるため、非公開としたという。機関誌についても、歴史館では愛生園の逐次刊行物『愛生』を公開する予定はあるが、他園の機関誌は「各園の考え」にゆだねるとのことである。いずれも、とても明快で正当な判断である。田村さん=歴史館もわたしも、可能なかぎりそれぞれに愛生園と青松園に残る史料の全体をみわたしたうえで、それぞれに公開の準則を設けている。所蔵史料を手にとることもなく、それが保管されている場所にいったこともないままに、常識に照らして貴重書か否かを判別できるという、ある国立大学法人経済学部の教員が有する優れた鑑識眼をわたしたちはもちあわせていない。愚直に1つひとつの史料をみたくて、それを整理し目録をつくることをとおして公開についての判断をおこなっている。当然の

こと、それが絶対であるとか永遠不変の正しい決まりだなどとは考えていない。議論のう  
え、公開の仕方や仕組みを改めることにやぶさかではない。ともかくわたしたちは、当事  
者、アーキヴィスト、ライブラリアン、研究者によるさまざまなネットワークや交流をと  
おして、そしてくりかえせば実際に歴史資料を手にするこで、それらの保存と公開の手  
立てを整えている。そうした作業者の仕事を「リジット」にすぎると論難するのであれば、  
目録の1つでもつくったり、せめて書誌情報の1レコードでも記録してみたりするとよい。  
そのうえで、わたしたちの *frankness* で *naively* な仕事を *rigid* だと詰ればよい。

**Nagashima04** では、データベース「らい文献目録社会編」をみよう。検索画面には、  
「分類」「タイトル」「著者」「発表年」「フリーワード」の項目（窓）があり、それぞれに  
任意の語を入力して検索する。

分類の項目はプルダウンできるように設定されていて、▽をクリックすると分類項目が  
一覧できる。文献の分類は、0100 I 分布、0200 II 統計、0301 III～0303 III 歴史 1～3、0400  
IV 予防、0500 V 法律、0601 VI～0605 VI 施設 1～5、0700 VII 関係団体、0800 VIII 人物、1001 X  
～1003 X 宣伝啓<sup>「マ」</sup>もう 1～3、1101 XI～1109 XI 文学作品 1～9(1102 XI 文学作品 2 はない)、1200  
XII 心理学、である（中項目は省略した）。

初期画面では分類のところが「全て」となっていて、そのまま「検索」をクリックす  
るとすべての文献の書誌情報が提示される。2011年6月19日の時点で、登録された文献  
数は611件。さきにみた「らい文献目録社会編」資料の公開にあたって」には、サーバー  
の容量のつごうで「すべての資料を公開できて」いなく、全資料の公開まで時間がかかる  
ことが示されていた。わたしの閲覧時点でウェブ公開されている資料件数は77だった。そ  
れぞれの書誌情報の右に、「表示」「保存」と示されている資料が閲覧できる。示された書  
誌情報は、「分類」「タイトル」「著者」「発表年」「内容抄録」で、0行から最長で35行の内  
容抄録が円滑な閲覧の手助けとなっている。これは本データベースのよく出来た構成の1  
つである<sup>6)</sup>。1画面で10件ずつの書誌情報が表示される。

<sup>6)</sup> これは同名冊子目録からの転載だろう。

「表示」をクリックしたところで、画像があらわれる。わたしの使用した iPad (3G) ではかなり時間がかかったと感じた。カラー画像だからデータの容量も大きく、仕方ないことだろう。資料画像の画面最下段に「36 ページ中 1 ページ」のとおり、個々の資料の全ページ数が記されている。ページは前後に送るか、または先頭か最後へ飛ぶこともできる。iPad では画面の拡大縮小はとてかんたんで、文字も読みやすくなる。ただし、わたしの iPad の設定では、画像を保存することはできなかった。

たしかにカラー画像はみやすい。他方でどうしても表示（ダウンロード）に時間がかかってしまう。表示のはやい白黒にすると、文字だけの資料であってもみづらくなってしまうことやカラーと白黒の混在を避けるという方針があったのかもしれない。カラーも白黒もそれぞれに一長一短であり、選択に迷ったことだろう。ただ、利用者の閲覧環境によって表示に時間がかかる可能性があるのだから、あらかじめそれを知らせる手立てとして、書誌情報にページ数をいれておくよかった。

いまの時点ではこの検索画面から閲覧できない資料は、「サーバー容量の関係」でみられないのか、「公開に関する制限」のためなのかわからない。このデータベースでみられないが書誌情報が示してある資料は、歴史館へゆけば閲覧可能なかどうか、「公開に関する制限」の②（入所者のプライバシー）、③（重篤患者の写真）は原資料の閲覧にも適用されるかどうか、そうした案内もあれば利用者にとって調査の参考になったとおもう。

**Nagashima05** このデータベースには、「世界の療養所の運営方法などを 1942 年に同園〔愛生園〕の医師が記した「世界癩視察旅行記」や東京帝大総長が 37 年に講演した「癩根絶の途」なども」（前掲『朝日新聞』）あると報じられていた。

前者の著者は林文雄、発表年は 1934 年 9 月 11 日と 1942 年 9 月、内容抄録は「著者は国際連盟の Fellowship として世界らい旅行の報告をまとめたものであり、12 地域の「らいについて詳説し、最後に訪問療養所名、訪問国らい患者数、クリオン療養所統計表を掲げている」と史料を紹介している。全 110 ページのデータである。後者の著者は長与又郎、発表年は 1937 年 8 月、内容抄録には「らい問題解決の結論は、患者を隔離できるように療

養所に送って全患者を収容し、治療には大風子油をはじめ、あらゆる手段を講ずる〔中略〕この問題の解決は博愛、人道、学術の3つに帰する」と記されている。全10ページ。なお、前者はその1942年7月版が、国立ハンセン病資料館図書室のデータベースでもヒットする、そう珍しい文献ではない。

この600点あまりの史料を登録したデータベースは、どのように活用できるだろうか。歴史館では、この史料群には「価値あるものが多く含まれる」と評価するものの、その具相は述べられていない。わたしにはこの史料群の総体であれ、1つひとつの史料の価値であれ、それを論じられる能力も準備もない。そこで、わたしがフィールドとしている青松園とのかかわりで、このデータベースの1つの利用法を示すとしよう。

フリーワードに「大島」と入力して検索すると、ヒット件数は23、タイトルにその語を入力したばあいには12件がヒットした。フリーワードでの検索は、たとえば、内容抄録に「大島衛生局長」「奄美大島」や著者に「大島正徳」と記されていてもヒットしてしまう。このうちの香川県大島についての史料をあげると、

- 0302 III 歴史 2. 一般 No.25 大島療養所二十五年史 1935年
- 0601 VI 施設 1. 概況 No.40 大島療養所案内 1936年
- 0601 VI 施設 1. 概況 No.60 大島青松園一覧 1949年
- 0601 VI 施設 1. 概況 No.88 癩療養所一覧 1925年
- 0604 VI 施設 4. 患者自治会 No.1 大島青松園患者自治会規則 1934年 表示
- 0604 VI 施設 4. 患者自治会 No.5 大島療養所患者自治会会則 1938年
- 0604 VI 施設 4. 患者自治会 No.6 大島療養所患者自治会細則 1938年
- 0604 VI 施設 4. 患者自治会 No.12 協和会々則 1954年
- 0604 VI 施設 4. 患者自治会 No.13 会務処理細則 不明
- 0605 VI 施設 5. 事業報告 No.8 年報、年度報 1909年～1956年
- 0700 VII 関係団体 No.53 大島療養所患者娯楽会規則 不明
- 0800 VIII 人物 No.10 小林大島療養所長死去 1933年
- 0800 VIII 人物 No.32 小林博士追悼録 1937年



- 1001 X 宣伝啓もう 1. 一般 No.12 大島療養所案内 1930年 表示
- 1001 X 宣伝啓もう 1. 一般 No.14 社会事業の友 らい特集号 表示
- 1001 X 宣伝啓もう 1. 一般 No.76 大島療養所案内 1937年
- 1001 X 宣伝啓もう 1. 一般 No.136 概況書 1955年
- 1001 X 宣伝啓もう 1. 一般 No.155 国立療養所大島青松園〔絵葉書〕 不明
- 1105 XI 文学作品 5. 随筆 No.89 大島の冬 1951年
- 1105 XI 文学作品 5. 随筆 No.112 時代者 不明

の20点となる。フリーワード検索結果の23件のうち、3件が閲覧可能。

つぎに、フリーワードを「霊交」で検索すると、

- 1003 X 宣伝啓もう 3. 機関紙 No.25 霊交 1926年～1940年

の1件がヒットし、おなじく「長田」と「土谷」で検索するとそれぞれ、

- 1001 X 宣伝啓もう 1. 一般 No.84 特集「癩及癩と文学」 1939年

- 1101 XI 文学作品 1. 創作 No.7 夕雲は美しくあれど 1948年

の1件ずつがヒットした。

すでにべつに記したとおり、愛生園には青松園にない史料がある<sup>7)</sup>。自治会史料でいうとそれが、0604「協和会々則」(1954年)、0604「会務処理細則」(不明)、0700「大島療養所患者娯楽会規則」(不明)の3点である<sup>8)</sup>。

また、大島青松園キリスト教霊交会の機関紙『霊交』のうち、第7巻第9号(1926年8月か。謄写版刷り)は、いまのところ青松園内のどこにもない。霊交会会員ではなかったが、会員の穂波や三宅官之治や石本俊市とのあいだに深い交流のあった土谷勉の著書『夕雲は美しくあれど』と、おそらく逐次刊行物の『時代者』も、青松園内にはない。

後者の『時代者』については、つぎの情報がある<sup>9)</sup>。

<sup>7)</sup> 阿部安成「死んだ穂波の横顔に一長田穂波探索」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.130、2010年4月)を参照。

<sup>8)</sup> 青松園に残る大島の自治会会則などの史料については、阿部安成「史料紹介 療養所における「自治」論の始線と史料の現在—大島青松園をフィールドとして」(『隔離の百年から共生の明日へ—ハンセン病市民学会年報2009』2010年)を参照。

<sup>9)</sup> 藤野豊『日本ファシズムと医療—ハンセン病をめぐる実証的研究』(岩波書店、1993年)。

なお、この M・S という人物は、大島療養所内で『時代者』という新聞を発行し、ボスの患者の指示でなされていた患者間の強制的結婚に反対したり、賭博の一掃に努力していたという（土谷勉氏ききとり）。

引用した一節は、「患者解放闘争の展開」と題された章にある<sup>10)</sup>。大島療養所については、同章の「一 大島事件とその影響」において、同所と外島保養院（大阪）とのあいだの自治会活動や反宗教闘争をめぐる連絡や関係が論じられる。そのようすが、さきの M・S に宛てられた書簡によりわかるというのである。その M・S の活動の一環である新聞発行や規律改善が、大島在住だった土谷からの聞き取りによって明らかになったと示されている<sup>11)</sup>。この稿の執筆ならびに前掲書編集の時点で、おそらくその著者は、愛生園にいったことがあっても、そこにあった『時代者』は閲覧していないだろう（閲覧可能だったか否かは不明）。この『時代者』は、2011年7月31日の時点においてもまだ、そのデジタル画像がデータベースに収録されていないため、ウェブ上では閲覧できない。とはいえ、かつては、聞き取りのなかでしか確認できなかった療養所における刊行物の所在が判明した意義は大きい。

なお、田村さんによると、この『時代者』には「表紙にマル秘と書かれて」いるとのこと。なぜこの刊行物（といってもまだ、いつの発行か、印刷は活版か謄写版かも不明）が愛生園にあるのか、「マル秘」の記号か文字は作成者によるのか園当局によるのか、なにより、そこにはなにが書かれているのか、がわかれば、予防法体制下における園をこえた連絡や関係の内実がいつそうはっきりとするだろう。この点にかかわってふれておくと、まえにみたとおり、愛生園に大島の自治会規則などの文書が残っていることも重要である。『時代者』が愛生園に残されているその来歴や、だれが「マル秘」としたのかは、この刊行物そのものにはそれを知るための手がかりがないかもしれない。作成者がそれを秘匿するために「マル秘」としたのか、管理者が収集もしくは押収した物件の扱いを定めたのか、

---

10) この稿の初出は「日本ファシズム成立期におけるハンセン病患者の解放闘争」（『民衆史研究』第39号、1990年5月）。修正されていない誤記もふくめ同稿はほぼ初出のまま前注書に収録された。本稿での引用は同書からおこなう。

11) 同稿における聞き取りという手法をめぐる問題についてはべつに論じる予定。

ともかく『時代者』の閲覧を急ぎたい。

今回公開された歴史館所蔵史料のデータベースは、愛生園だけにとどまらずほかの園のようすを知るうえでも重要な史料があることを教えている。公開への努力に敬意をはらい、公開への英断に賛辞をおくるとともに、よりいっそうの充実を期待するものである。

本学部の母体となった彦根高等商業学校の収集資料をあらためて、その保存と公開と活用に向けて歴史資料をめぐる体制と環境を整え始めたとき、わたしの念頭にあった1つの理念は、本学部とおなじく旧制高等商業学校を母体とする横浜国立大学経済学部に出向していた飯島渉さんの、研究者は資料の消費者だとの指摘があった。これをうけて、わたしは、研究者としての自己をたんなる歴史資料の消費者としないことをこころがけた。たまたま学部内の業務としてあつた仕事に、なぜそのようにむきあおうとしたのか、いまではよく覚えていないのだが。ただの消費者ではないとして、では、そうしたものは歴史資料にとってのなにになるのだろうか。史料を作成したり生産したりすることはできない。わたしはかつて、いくつかの療養所にいた、そこで蓄積されたり収集されたりした図書を保管し続けてきた人びとを「書守」とよんだことがあった<sup>12)</sup>。……守、とは、その番をするひと、そのことをつかさどるもの、その番人を意味する。

史料を消費できる状態やその環境を整えることはとても手間がかかる作業となる。人手と資金が必要となるなかで、しかしそれらが十分に得られないときには、かぎられた手立てを元に事業を進める才覚も必要となる。今回の歴史館のデータベースも、そうした書守の手によって果たされた仕事である。それを批評するわたしも、いくらかではあれ、職場で旧制彦根高等商業学校にかかわる史料の目録をつくり、調査フィールドの青松園でも間遠になりがちな島ゆきをくりかえして、時間をかけて目録をつくってきた。あれこれいう資格が少しはあるだろう。いや、不遜をかえりみずにいえば、同志として対話ができるとおもう。このささやかな自負は、手元に史料がなくては研究ができないとぬけぬけといいながら、目録1つつくらずに史料を消費するだけの研究者とは、共有できるはずもない。

---

<sup>12)</sup> 阿部安成「療養所の歴史を縁どる一過去との乱取り」(6) (『青松』通巻第652号、国立療養所大島青松園協和会、2010年6月)を参照。

**Nagashima06**　すでに記したとおり、このデータベース公開まえにもわたしは、愛生園で歴史資料を閲覧していた。そうした調査を元に、このデータベースについて1つ気になる点をあげておこう。愛生園での史料保管場所は、たとえば、『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』（日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議、2005年）の関連資料1-第2「国、自治体、園の所蔵資料」では、「長島愛生園には三か所の資料の宝庫がある。『愛生』編集部の書庫、神谷書庫、そして歴史館である」と紹介されている。わたしは、ここには欠けている本館図書室でも調査をした。

本館2階の図書室は、いまも愛生園のスタッフが利用しているいわば現役の施設である。そこには、ワープロで作成された図書リストをバインダーファイルに綴じた『図書目録』が備えられていた。この目録にもさきにあげた、大島の自治会関係史料が掲載されていた（ただしわたしの調査時には当該史料はデジタル撮影のため別置されていた）。この本館図書室の『図書目録』に掲載された図書と、データベース「らい文献目録社会編」に収録された文献との関係はどのようになるのだろうか。

愛生園に残る史料のうちのいくつかの図書には1つの特徴がある。たとえば、図書には、表紙のところに「国立療養所 長島愛生園」、裏表紙に「愛生図書館蔵書」の文字（いずれも印刷）がくる幅3cmほどの青色の帯がまかれているものがある。あるいは、「分類」「小分類」「摘要」「番号」の欄がある「長島愛生園」の名が入ったラベル（謄写版刷りか？）が貼られているものもある。国立の機関であれば、図書の受入台帳が残っている可能性もある。さきの『図書目録』はなにをもとにつくられたのか、開園以来の図書台帳があるかどうか、帯やラベルはいつころ使われていたのか、といった情報が整い、蔵書の歴史をあらわす史料をみられれば、図書の履歴がはっきりとしてくるだろう。

愛生園では、『愛生』編集部の書庫、神谷書庫、歴史館、そして本館図書室に開園以来の史料が保管されている。それぞれに異なるその履歴をいまきちんと把握しておくことが必要だとおもう。もちろん、おおまかにはそれが知られているのだろうが、いわば口伝にとどめずに、音声でも文字によってでも記録として残し、ひろく参照可能な情報として公開

していただきたいとおもう<sup>13)</sup>。

2011年、この年は、癩そしてハンセン病をめぐる療養所に残る史料の、保存と公開と活用があたらしいステージにうつったときとして記念されることとなる。600点あまりをデジタル公開するのに3年もかかったのかと、史料が手元ないと研究できないと唱える研究者は笑うだろう。史料の現物を自宅に持ち帰って研究を進めそれで成果があげられたとしても、そこには得手勝手なふるまいがこびりついていることをわたしたちは知っている。その大家にとっては誇れる結果であっても、わたしたちはそれを必要としない。お持ち帰りを家族で分かちあうわけでもなかろうに、そのひとだけの、たったひとりのためのサービスだ。わたしたちはたとえわずかであっても、四角四面にみえ、おそらくそのとおりのだろう仕事を1つずつ終えた結果を、互いに検証し批評することをおして、歴史を考える手立てを共有してゆけるのだ。

**Nagashima07** 松岡弘之さんが編集した『隔離の島に生きる－岡山ハンセン病問題記録集・創設期の愛生園』（ふくろう出版、2011年3月。以下『記録集』と略記する）が刊行された。この『記録集』には、愛生園が所蔵する「2点の行政文書「舎長会議事録」「一人一題・最近の愛生園」」が収録されている。前者は1931年8月から1936年7月まで、後者は1934年の作成である。松岡さんはこれまでに、『長島は語る 岡山県ハンセン病関係資料集』前編（岡山県ハンセン病問題資料調査委員会編集、岡山県発行、2007年）や『邑久町史』史料編（下）（邑久町史編纂委員会編集、瀬戸内市発行、2007年）といった史料集の編纂をしている。2001年のらい予防法違憲国家賠償請求をめぐる訴訟の判決をうけて、

岡山県はハンセン病問題関連史料調査委員会を組織して歴史資料の収集に取り組むこととなり、長島愛生園・邑久光明園及び両園自治会のご協力を仰ぎながら、邑久町教育委員会（現・瀬戸内市）の町史編纂委員会と共同で調査を開始

し、松岡さんはその一員となった。事業の「ある段階で愛生園事務局の書庫に入ることを

---

<sup>13)</sup> わたしの青松園におけるフィールドワークの記録を「書史」という観点からまとめた稿がある（阿部安成「島の書、書の園－国立療養所大島青松園をフィールドとした書史論の試み」『国立ハンセン病資料館研究紀要』第2号、2011年刊行予定）。

許された」ところ、「初めてその場に立った者は皆、開園以来の膨大な行政文書が残されていることに息を呑」んだという（「あとがき」『記録集』）。その後の「数次の調査合宿や長い議論と編集作業」が、さきにあげた『長島は語る』『邑久町史』の刊行という成果となった。ただし、そこに掲載された「資料はごく一部に留ま」ったため、その補遺としてこの『記録集』がつくられたとの経緯が示された。

「療養所に残された行政文書は病歴という個人情報も多く含む資料」であるため「自治体の資料集では一部を除き入園者の氏名をイニシャルで表記」せざるをえなかったこと、「現在も容易にアクセスしがたい資料でも」あること、といった公開と活用をめぐる制約がある。そこで、松岡さんは、

そうした記録を見てしまった者として、紙面を縦横に読みとき療養所の歴史を日本の近現代史のなかに位置づけることとあわせて、隔離の日々を鮮明に伝える記録そのものを広く紹介できないものかと考えていたところ、今回、自治会では登場人物の氏名を公開することをお許しくいただきました。

という。松岡さんは、これらの行政文書を使って論文を執筆している<sup>14)</sup>。彼も史料の消費者のひとりである。そこにとどまらず、「記録そのものを広く紹介」しようと史料集を編んだ松岡さんもまた、わたしのいう書守のひとりにほかならない。歴史資料の消費者やそれを囲いこむ番人としてのみふるまうのではなく、より多くのひとが史料を読めるように努めたのだ。こうした作業を厭わない彼はまた、

この本〔『記録集』〕の作者は、なにより仲間や園を背負って発言し、しばしば機知に富んだ筆名で心の内を訴えた一人一人であり、また、その記録を長く守り伝えてきた療養所の人々であり、さらには記録を掘り起こした岡山の師友たちにほかなりません。

との自覚をあらわす。のちに史料とよばれることになる記録をつくり伝えてきた人びとにみずからをつなげ、さらにその利用可能性を、より広げ、より未来へと継いでゆくとの使命を自己に課し、かつそれをしっかりと担い、その役を果たしているのである。史料のお持ち帰りをうたえてやまない消費者の態度とは、雲壤の差だ。

---

<sup>14)</sup> 松岡さんの論考への批評はべつにおこなうこととする。

**Nagashima08** フィールドを青松園にしているわたしは、この『記録集』をどう読んだか。わたしには、161ページにおよぶ史料の全般に言及する能力がないので、ここでは記録の断片にふれるにとどまる。さきにもみたとおり、癩そしてハンセン病にかかわる療養所をこえた連絡や係を、療養所に残るモノとしての図書などをおしてたどれる可能性がある。大島に生きた長田穂波の著作の1つ『穂波実相』（日曜世界社、1938年）が、愛生園図書室にもある<sup>15)</sup>。その表紙見返しには「達意ノ文、多年練磨ノ効、驚ク可シ／栗下信策殿」と、また同書裏表紙見返しには「昭和十三年十月十五日／頂く／栗下信策／金<sup>〔カ〕</sup>五銭」との書き込みがあった。同書の発行はその奥付によると9月だった。だれかが栗下に、その出来に驚きをもった書物を、刊行直後に寄贈したとの記録である。この栗下の名が、『記録集』に収録された『舎長会議事録』にみえる。また、前掲『長島は語る』前編にも「舎長会顧問」としてその名があらわれる療養者である。松岡さんの大阪歴史学会大会報告レジュメ（2011年6月26日）にも、そのごくかんたんな履歴が記されていた。

穂波の文章のどういうところに「多年練磨」をみたのか、その驚きゆえに穂波の著書を寄贈した人物はどういうものなのか。そう容易にわかることがらではないだろうが、大島と長島の連絡をめぐる1つの痕跡である<sup>16)</sup>。こうした連絡は療養者だけではなかった。愛生園園長光田健輔が、1933年9月12日の舎長会において、議事の1つとして、「報知大島ニ掲載サレタル「自治会トハ何カ」ヲ朗読サレ、コレニ就テ所感ヲ述ベ」たのである（『記録集』20ページ）。『報知大島』は、大島療養所における自治会機関紙といってよい逐次刊行物で、1932年3月の創刊となる（創刊号発行所は「青年団」。謄写版刷り）<sup>17)</sup>。

創刊号から、さきの舎長会開催の直前に発行された第12号（9月1日）まで、現存分に欠号はなく、そのなかに「自治会トハ何カ」と題された稿は掲載されていなかった。同時

15) 同書は穂波の既発表稿を再録した著書で、国立国会図書館、国立ハンセン病資料館、愛生園神谷書庫、青松園キリスト教霊交会図書室などにもある。

16) 長島と大島では在園者の交流として野球試合もあった。

17) 『報知大島』については、阿部安成「ゆくりなくも－国立療養所大島青松園キリスト教霊交会2009年4月・5月調査報告」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.113、2009年6月）を参照。なお『報知大島』はその復刻版を2011年に刊行する予定である。

期に大島で発行されていた逐次刊行物の『藻汐草』にも、当該稿はない。『報知大島』第9号（7月15日。このとき発行所は「自治会」）の冒頭の稿は、「自治規約公認さる」と題されている。その全文を転載しよう。

一／過日我等の自治規約が所長殿の長日月に互る検討と深き御研究を相俟つて愈々公認（所内規程の下に）さるゝことゝなつたることを、慶福せずには居られない／我等が自治会は創立一周年余を爰にけみし、其の結果に於いての進展則ち患者の素質の向上は、患者内部の統一せられたる事に於いて、所謂自治体分子としての訓練の下に現今相当視る可き実績があり、より組織的に統合されて来たと云ふことは、誰しも認むる所である／自治会創立より一年有余の歳月を静に達観し、而して其の「誠に結構なる」主旨が如何ばかり具象化しつゝあるか、且それが小数の自覚せる者のみに限らず総ての患者が之を熱望してゐるものであるかどうか等々を見極めつゝ、特にこの大島独特のローカリテ－を持するものとなさんと骨折つて下された所長殿に深く感謝するものである

二／今や時代の趨勢と我等の熱心な要求に依つて生れたる「我等の正しき生活」を充分見極めをつけられて一旦公認されたる以上、何処までも熟慮邁進の所長殿の気風を体してひるまず、めげず進まねばならない／我等は過去一年有余の期間に於いて真に血の滲む思ひを以てして自治体社会に関する相当の経験を積むとともに各個人としても自治体の分子としての自覚を常に忘れずに生活しつゝ在ると謂ふことを力強く感ずる次第である／吾人は爰に自治規約が公認されたる喜びを以て我等の生活と自治に就いて愚見の一端を述べてみたく思ふ

三／我々病者社会をどう云ふ風に形成し、指導してゆけばいゝか、在らしめてゆけばいゝか、則ち家族制度によるか、将又自治制度によるか——これは実に癩問題の上に重大なる意義をもつておる所のものである、而してその何れを以て是となし非とするか、それは今日の如き進展過程の中を歩みつゝある時期に於いて軽々しく論ず可きものではない、唯各療養所に於いて、最も必然的条件の下に於いて其の当局、当事の責任者のもつ信念に依つて成立される可きものである／然し吾人は爰に「病者の心理は病者にしてのみ完全に理解せらる」と斯く前提して左の信念を語る（則ち如何に深刻に同情して下されて



も、とても健康者には鮮らないものがあると思ふ) /故に当事者は何処迄も良き保護者として御世話下さることは勿論、我等の生活に於ける一切の責任を持つて下さる可きことは言を俟つ迄もないが、真実病者として求むる所の社会は是等の良き保護者の下に病者自身の打ち建てる水の入らない気易い生活にありはしまいか、それは健康者から見れば不自然な生活であらう、然しこれは病を持ち不遇の中に生存して来るが故敢て変態的なものとなつたのである /識者は斯かる言を以て水臭いと言ふかも知れない、だがこれは理論ではない実際的問題である、出来得る限りの御世話 (治療に実生活の指導等々に) はして頂かねばならない、併し患者の私生活なぞ患者自身に考究せしめてゆく処に良き社会が醸されてゆくと思ふ、患者の人格を尊長し人間的存在を完うせしめる所によきものが生れない筈はない /勿論、斯かる事の成功か否かは実に我等病者の覚悟に在ることは勿論だが、よき指導者として当局が在らねばならぬことも真実である /爰に自治規約が公認され自治会は内外的に云つて確立した、我等の望む理想的社会が何時の日に完成されるかは不問として、斯かる意義の下に再度決心し愈々出で、過ることのなき様発展を期したいものである

——『報知大島』紙上では、ほとんどつねに、自治(会)とはなにかが議論されていると  
いってよい活況がみられるので、そうした論説や投稿の一部が舎長会で読まれたのかもしれない。さきに引用した稿が舎長会で読まれたかどうかは確定できないものの、ここに記された家族制度か自治制度かといった議論は、他の療養所でも論じられた課題である。外島保養院、長島、大島といった3か所の療養所での連絡や関係が、それぞれに複数の論点、課題、当事者、団体、領域において論じられるだろう。癩そしてハンセン病の療養所は、これまでしばしば、閉ざされた、隔絶の場所とみられてきた。もちろんそこには、当事者による実感もあった。それをふまえたうえでわたしたちは、癩そしてハンセン病をめぐる療養所の開かれぐあいをきちんと検証する必要がある。

\*

歴史資料(史料)は、おおまかにいって2とおりに使われている。1つは、自称「大家」

(おおや、ではない) や「専門家」のお持ち帰りによって困りこまれてしまう。自分はこの分野の専門家だから、あるいは、自分が最初にこの史料をみつけたのだから、となにかしらもっともらしい理由をつけて、それは実際には御託を並べているにすぎないのだが、史料を自分の手元においてしまうものがある。ある史料をめぐる authority や priority は自明ではない。その1つひとつの史料がふくまれる群(またはコレクション)の全体をみとおしたうえで、どれだけそれらの史料を手にして、書誌をとらえ、その全体との関連で個々の史料がなにであるのかを知ろうとするところから仕事が始まる。これがもう1つの、史料へのむきあい方である。間違っても、まず、どれだけそれらの史料を手元に置くかではない。お持ち帰りの趣味は骨董回収屋にまかせればよい。

田村さんも松岡さんも、ほかに仕事を持ちながら長島の史料を保存し公開する手立てを整えてきたはずだ。これは尊い事業である。史料を公開することで、それらの記録があらわす事象を開いてゆくことにもつながる。その事象とは、ここでは、「ハンセン病問題の深淵」、あるいは、病を暮した、病に暮らした人びとの生、となろう。松岡さんはまた、つぎのとおり療養所の現在をみている。

〔らい予防法違憲国家賠償請求訴訟の〕判決から一〇年。いま療養所では、入園者の高齢化が叫ばれるなか、さまざまな人々が知恵を出し合い、懸命に未来を手繰りよせようとしています。

——療養所在園者たちが手元においていまのうちにみずえておきたい未来がある。そのようすをみてわたしたちは、療養所に勤務したり歴史を記したりするものとして、史料という人びとの生の痕跡を扱う専門家にふさわしい技能と見識と規範を身につけようとしているはずである。規範などご立派な、という揶揄が聞こえるが、少なくともわたしがみずから科した規律は、より多くのひとに、できるだけ早く、史料を報せるということであり、これはなにもそう特別なことではない。思い起こせば、大学1年生の夏休み、わたしは史学科の上級生(5年生、6年生もいたとおもう。小学生ではないが)やOBたちと房総の山村を自転車で走り、地方文書の目録をつくっていた。誤りが多かったにちがいない目録が恥ずかしいが、それがわたしの1つの始まりだった。(2011年7月24日)

**Nagashima** 附記 (2011年7月28日)

①冒頭に記した記事は、全国紙4大紙では『朝日新聞』(大阪本社版)のみが報じたようだ。『毎日新聞』『読売新聞』『日本経済新聞』(いずれも大阪本社版)の2011年7月1日から15日までの紙面に当該記事はみえないし、また、朝日新聞DIGITALで記事検索しても大阪本社版の記事しかヒットしなかった(聞蔵Ⅱビジュアルでは、7月8日「朝、3社」でヒット)。日経テレコン21と読売新聞ヨミダス歴史館でもヒットしない。

この記事の2週間あまりまえには、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」建立の報道もあった。データベースではいずれも6月22日付で、聞蔵Ⅱビジュアル(夕、2総合)、日経テレコン21(夕、158)、読売新聞ヨミダス歴史館(東京、夕刊、夕2社)でヒット。大阪本社版の紙面では、『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』のいずれもが22日夕刊に記事を掲載し、『日本経済新聞』には記事がなかった。

ハンセン病の、しかも、資料についての出来事は報道するに値しないということか。(なお、新聞記事の検索には、滋賀大学経済経営研究所の研究サポートを得た)

②データベース「らい文献目録社会編」をみると、やはり、冊子体の同名目録にふれなくてはならない。これについては別稿(阿部安成「長島が説かれる、長島を論じる—国立療養所長島愛生園所蔵史料の活用」滋賀大学経済学部 Working Paper Series に発表予定)を用意している。その冊子目録では、さきにふれた『時代者』は謄写版刷りであること、土谷勉の「夕雲は美しくあれど」は、逐次刊行物『灯』に掲載された稿と示されていた。

③歴史館の田村朋久さんから、2011年7月20日付の電子メールで、愛生園歴史館のホームページが完成したとの連絡をいただいた。ウェブサイトのコンテンツは、ごあいさつ、概要、展示室、来館案内、見学・研修、学習支援、研究者の方へ、お問い合わせ、関連リンク、となっている。一見したところ簡潔にまとまっているとの印象を得た。

現在ある13か所の国立療養所のホームページも、所内自治会のそれも、つくり方はまちまちである。いろいろな困難もあろうが、すべて外部委託とするよりは、それぞれにみずからでつくる方がよいとおもう。それをどうやってつくるか、どういう協力や交流のなかでつくるかが課題となるだろう。

**Nagashima** 附記2 (2011年7月31日)

上記日付の時点で、データベース「らい文献目録社会編」の登録点数は611点にかわりなく、ただし、インターネットで画像データとしてみられる史料の点数は111点に増えた。

なお、このデータベースでは、「著者」のところに「土谷勉」「林文雄」と入力して検索すると「該当データなし」となってしまう。「土谷」、あるいは「土谷 勉」と、姓のみ、あるいは、姓と名のあいだにブランクを入れる必要がある。これは、レファランスで注記するか、改善するかした方がよい。